

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 令和2年より基礎控除等の所得控除が変わります
- II. 交際費と福利厚生費・寄付金・会議費との比較
- III. Jグランツの全貌に迫る！

[今月のトピックス]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 共栄会開催のご案内

I. 令和2年より基礎控除等の所得控除が変わります

—— 毎月の源泉徴収にご注意 ——

令和1年分年末調整も終わりお疲れさまでした。国税庁が発表している「平成30年分民間給与実態統計調査」によると、平成30年に1年を通じて勤務した給与所得者数は5,026万人で前年に比べ1.6%増加しています。

これらの方々には毎月の源泉所得税を徴収され、その年の年間の税金を確定し、不足分を納付または過大分を還付すべく年末調整や確定申告をします。

令和2年分より基礎控除等の所得控除が改正され、また、毎月の源泉徴収税額が一部改正されました。ここでは、基礎控除等の所得控除の改正点と毎月の源泉徴収税額が一部改正された点についてご説明させていただきます。

■所得控除の改正点

1. 基礎控除額 : 所得2,400万円以下の方は48万円に引き上げられます。 (住民税は43万円)
所得2,400万円超2,450万円以下の方は32万円となります。 (住民税は29万円)
所得2,450万円超2,500万円以下の方は16万円となります。 (住民税は15万円)
所得2,500万円超の方は0円となります。 (住民税も0円)
2. 配偶者控除 : 控除金額の改正はありませんが、配偶者ご自身の所得要件が38万円以下から48万円以下に引き上げられました。
3. 配偶者特別控除 : 配偶者ご自身の所得要件が38万円超123万円以下から48万円超133万円以下に引き上げられました。
4. 扶養控除 : 控除金額の改正はありませんが、ご家族の方の所得要件が38万円以下から48万円以下に引き上げられました。
5. 勤労学生控除 : 控除金額の改正はありませんが、所得要件が65万円以下から75万円以下に引き上げられました。

■源泉徴収税額の改正点

基礎控除等の所得控除が改正されたのと同じくして、役員・従業員のいわゆる給与所得者に対する税務上の特典である給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられました。また、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円に引き下げられ、その上限額も 195 万円となりました。

また、毎月の源泉徴収税額を計算する上で、扶養親族等の数に含める源泉控除対象配偶者の所得要件が 85 万円以下から 95 万円以下に引き上げられました。

給与所得の源泉徴収税額表・月額表の改正点は以下の通りです。

1. 甲欄適用者について、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額で 710,000 円以上の方と 707,000 円以上 710,000 円未満の方の内、扶養親族等の数が 0 人、2 人、5 人の方の税額が変更されています。
2. 乙欄適用者について、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額で 287,000 円以上 644,000 円未満の方と 683,000 円以上の方の税額が変更されています。

毎月の源泉徴収税額に誤りがあれば、年末調整で役員・従業員から追加で税金を徴収しなければならなくなったりするので、令和 2 年分の源泉徴収税額表を必ず確認するようにして下さい。

Ⅱ. 交際費と福利厚生費・寄付金・会議費との比較

—— 実務上の留意点をおさらい ——

実務において交際費と会議費、福利厚生費及び会議費との区別について疑問に感じておられる皆さまもおられるのではないのでしょうか？

以下では実務上留意する必要がある事項について整理してみたいと思います。

■交際費の定義

交際費の税務上の定義について再確認したいと思います。

交際費等とは、法人、個人事業主がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

接待、供応、慰安、贈答についてご承知とは思いますが概略を記載します。

- ・接待・・飲食店などでもてなすこと。
- ・贈答・・品物などを渡すこと（お中元、お歳暮などが該当）
- ・供応・・接待と同じ意味。
- ・慰安・・労を労うことで、新年会や忘年会などの行事が該当。

■福利厚生費との比較

福利厚生費とは従業員や役員の幸せ、豊かさのために行う支出で特定の者に対するものではなく、「全

員」を対象として「平等」に支出される通常要する費用を言います。全員平等に機会が与えられることが福利厚生費の考え方であり、「特定」の従業員や役員に対する同種の支出は福利厚生費ではなく交際費や給与となります。

通常要する費用は社会通念上妥当とされる金額のことをいい、過度に豪華なものなどは福利厚生費ではなく、交際費や給与となります。

また、社内の行事に際して支出される金額等で以下は交際費に含まれないものと取り扱ってください。

1. 創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に際し従業員等に概ね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用
2. 従業員等（従業員等であった者を含む）又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って金品に要する費用。

■寄付金との比較

事業に直接関係のない者に対して金銭、物品等の贈与をした場合において、それが寄付金か交際費であるかは個々の実態により判定する必要がある。なお金銭でした贈与は原則として寄付金で以下のものは交際費には含まれず寄付金として取り扱ってください。

- ・社会事業団体、政治団体に対する拠出
- ・神社の祭礼等の寄贈金

■会議費との比較

交際費と会議費の違いについては得意先との飲食代の内、1人5,000円を超えるものは接待交際費、5,000円以下であれば会議費で処理ができます。特に交際費の税務上限度額を超過している会社にとっては会議費へ振り替えるものがないか否かを検討してください。

但し、会議費と処理するためには下記の事項を要件としております。

- ・その飲食等のあった年月日
- ・その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ・その飲食に参加した者の数
- ・その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ・その他参考になるべき事項

会議費を計上するうえでのポイントは「業務を行う上で、必要な相手と必要な会議を実際に行ったか否か」であり、また「社員」の打合せについては、1人当たり5,000円の基準はなく、あくまで社会通念上の金額レベル（一般的には3,000円程度と言われている）内におさえておく必要があります。



厚生労働省情報コーナー

■外国人雇用状況の届け出に在留カード番号の記載が必要になります

すべての事業主は、外国人労働者（特別永住者と在留資格「外交」・「公用」の者を除く）を雇い入れた際、または

離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。この届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合には、30万円以下の罰金の対象となります。

令和2年3月1日以降に雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要となりました。

現在は外国人の氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍、地域、資格外活動許可の有無についてのみ記載が求められています。

在留カードの番号の届出にあたって事業主は、当該在留カードの番号について、在留カードにより確認しなければならないこととされています。

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合とで異なります。

・雇用保険の被保険者となる外国人の場合

「雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】」が必要になります。この別様式に在留カード番号を記入し、雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒にハローワークに提出します。

別様式での届出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正（在留カード番号記載欄が追加）されるまでの暫定運用です。様式の改正は、令和2年度中の予定です。

・雇用保険被保険者以外の外国人の場合

「外国人雇用状況届出書」（様式第3号）に在留カード番号の記載欄が追加されますので、在留カードの番号を記入します。令和2年2月29日以前に雇入れ、離職のあった外国人の届出については、令和2年3月1日以降も経過措置として、これまで通りの届出様式で申請ができます。

II.J グランツの全貌に迫る！

—— 経済産業省がリリースした補助金申請システムについて ——

これまでの補助金申請は、紙での手続きが主流であり、大量の紙での申請や郵送等の手続きが煩雑であり、補助金を利用したい事業者が気軽に申請できる環境ではありませんでした。

そんな中、経済産業省は2019年12月24日、事業者の補助金申請手続きを効率化する補助金申請システム「J グランツ」をリリースしました。これにより公募から事業完了後の手続きまでをオンラインで完結できるもので、24時間365日、自宅や職場など、どこでも申請が可能となります。

「J グランツ」では、事業者が1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム「G ビズ ID」を採用しており、これにより、過去に補助金申請した情報が自動転記され、基本情報が自動入力されるなど、入力負担が軽減されます。

今回は、経済産業省が12月24日にリリースした補助金申請システム「J グランツ」、J グランツによる補助金申請メリット等について解説します。

■ J グランツとは？

2020 年より補助金申請の手続きに、電子申請システム「J グランツ」による電子申請が可能となります。

J グランツとは行政手続き簡素化のためのシステムで、経産省の補助金申請、厚生省の社会保険制度、日本年金機構などで共通で利用できるものです。

「電子申請」とはインターネットを利用して申請・届出をする方法で、いつでも・どこでも手続きができます。また、電子申請により郵送が不要となるため、書面で行う申請に比べて、異動や郵送等のコストが掛からず、法人情報や過去の申請情報を自動転記することにより、入力の手間の削減（ワンスオンリー）、ログイン時の認証機能により、書類の押印が不要等のメリットがあります。

世界的にも、補助金申請を含め行政のデジタル化が進展していることも踏まえ、経済産業省では、公募から事業完了後の手続きまでをオンラインで完結可能な汎用的な補助金申請システム J グランツを開発し、ワンストップ・ワンスオンリーによる補助金申請を実現し、事業者の利便性向上を目指しています。

■ J グランツによる補助金申請のメリット

J グランツによる補助金申請のメリットは以下です。

- ・ J グランツに国及び自治体の補助事業が掲載され、ワンストップで、補助金情報を収集することができます。
- ・ 24 時間 365 日、自宅や職場など、いつでも・どこでも申請が可能です。
- ・ 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- ・ 過去に補助金申請した情報が自動転記され、G ビズ ID により申請者の基本情報が自動入力されるなど、何度も同じ入力をするのがなくなり（ワンスオンリー）、入力負担が軽減されます。
- ・ G ビズ ID により、書類の押印が不要となり、紙でのやり取りもなくなります。
- ・ J グランツ上でリアルタイムに申請状況や処理状況が把握できるため、手続きを迅速に行うことができます。

■ G ビズ ID とは？

J グランツを利用する際には、事業者が 1 つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムである「G ビズ ID」を取得する必要があります。

G ビズ ID (gBizID プライム) とは、複数の行政サービスを 1 つのアカウントにより、利用することのできる認証システムです。G ビズ ID においてアカウントを登録すると、このシステムにつながる行政サービスの利用が可能となります。

■ J グランツの利用対象補助金

同システムから申請できる補助事業は、経産省の 2019 年度補正、2020 年度当初予算の 27 補助金で各省や自治体の補助金にも随時拡大されます。

もちろん小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、IT 導入補助金、事業承継補助金等主要な補助金は J グランツの利用対象補助金となります。

国の補助金申請等においては、今後ますますこの補助金申請システム「J グランツ」が活用されていくことになると思われます。電子申請に必要な G ビズ ID は、申請から取得まで 2~3 週間を要しますので公募開始前からのご準備をお勧めします。



今月のブックマーク

最近、武漢での流行が指摘されている新型コロナウイルスですが、国内でも感染するという話が出てきております。いろいろなニュースが飛び交っているものの、コロナウイルスに関する正確な情報をつかむのは難しいです。国立感染症研究所では、コロナウイルスに関する情報が掲載されております。ぜひご覧ください。

「国立感染症研究所 コロナウイルスとは」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

TFG共栄会・例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

- 日 時： 令和2年4月27日（月） 受付 午後4時10分より
- 内 容： （第一部）研究部会・研修会 午後5時00分より

テーマ「社長最後の大事な仕事・事業承継！」

- 次世代へつなぐ信用・企業価値 -

講 師： 弁護士法人 飛翔法律事務所
弁護士 五島 洋 氏

（第二部）情報交換懇親会 午後7時00分より
（午後8時30分終了予定）

※会場内での立食形式による交流会

- 会 場： ホテルモントレ グラスミア大阪 21階「ブルーベル」
- 会 費： 5,000円

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG**group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐